

浦安市監査委員告示第9号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和8年3月16日に提出された浦安市職員措置請求について同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月15日

浦安市監査委員 町田清英

浦安市監査委員 長野延雄

浦安市監査委員 小林章宏

浦安市職員措置請求に係る監査の結果

第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

令和8年3月16日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)の提出があり、その後、令和8年3月19日に補正申出書が提出された。浦安市監査委員は、令和8年3月27日に本措置請求書を受理した。

第3 請求の要旨

1 措置を求める理由

【措置の対象となる財務会計上の行為】

2025年9月の市議会定例会において議決成立した2025年度補正予算の「いちょう学級第3施設建設事業(1)設計委託料828万円余、(2)債務負担行為予算として設計委託費1,931万円余」、及び2026年3月13日の市議会で議決成立した2026年度(当初)予算の「いちょう学級第3施設整備計画(3)設計予算2,430万円余」の設計費用について、「執行」が想定される、①入札の公告、②契約の締結、③公金の支出命令等の財務会計上の行為について措置を求めるものである。

【請求内容】

前記の予算措置(1)、(2)、(3)はそれぞれ「市長決裁」、「教育委員会の審議(建物規模を除く)」、「予算請求(概算設計)」、「庁議」の手続を経ており、さらに「地元自治会及び住民への説明」などを行っているが、「建物規模」については、それぞれバラバラで、異なる数値を使い分けた文書・答弁は、刑法第156条(虚偽公文書作成)に抵触する。虚偽公文書及び虚偽説明に基づく決裁、承認、同意等を経て提案された不適切な予算案で、既に議決済みであるが手続的に不正がある。

「市長または教育長は、予算執行者に対し、いちょう学級第3施設の設計費用の①入札の公告、②契約の締結、③公金の支出命令、等の財務会計上の

行為を停止するように命じることを求める。

(添付書類)

事実証明

- ・ 決裁書「いちよう学級第3の整備について」(起案) 2025. 7. 18
- ・ 予算書/概算設計書(抜粋) 2025. 7. 25
- ・ 教育民生常任委員会会議録(抜粋) 2025. 9. 17
- ・ 庁議議事録(令和7年度第6回) 2025. 9. 22
- ・ 令和7年浦安市第3回定例会会議録(抜粋)
(令和7年度補正予算議決・成立) 2025. 9. 26
- ・ 自治会役員等向け説明会配布資料 2025. 11. 9
- ・ 令和8年度浦安市予算書(抜粋) 2026. 2. 4

第4 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項を証する書面及び請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

(仮称) いちよう学級第3施設の整備における、設計業務委託に係る予算計上に至るまでの経緯経過等について監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

浦安市教育委員会 教育総務部 指導課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和8年4月8日に市の関係職員の立会いのもと、請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、陳述書及び新たな証拠の提出(令和8年4月7日提出)があった。

(添付書類)

- ・ 令和8年度当初予算概算設計書 2025. 11. 5
- ・ 浦安市教育委員会10月定例会配布資料 2025. 10. 2

4 監査対象部局への監査

令和8年3月27日から5月14日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係る事項について、文書照会による回答の提出を求めた。

また、事情聴取を行うとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

第5 監査の実施内容

1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

(請求人からの陳述)

2025年9月の市議会定例会において、いちょう学級第3施設建設事業建設設計料828万円余り及び債務負担行為予算として設計業務委託費1,931万円余りの2025年度補正予算案は議決成立した。

また、2026年3月15日の市議会ではいちょう学級第3施設整備計画設計予算2,430万円余りの2026年度当初予算が議決成立した。

予算措置については、それぞれ市長決裁、教育委員会の審議（建物規模を除く）、予算請求（概算設計）、庁議の手續、地元自治会及び住民への説明などを行っているが、建物規模については資料によって異なる数値となっている。

2025年7月18日のいちょう学級第3施設整備計画の市長決裁は930㎡である。7月25日には500㎡の概算設計書が作成され、これが予算の基となっている。

8月7日に教育委員会の8月定例会では予算案の審議が行われたが、ここでは建物の規模が示されていない。

9月17日の教育・民生常任委員会の答弁では、500㎡プラス運動スペース、9月22日の庁議では606㎡となっている。

10月2日に行われた教育委員会10月定例会では建物の規模が削除され、隠蔽されている。

自治会の役員向けの説明会資料でも930㎡以上となっている。

このように相手によって異なる数値を使い分けた文書、答弁は刑法第156条、虚偽公文書作成に抵触する。虚偽公文書及び虚偽説明に基づく決裁、承認、同意等を経て提案された不適切な予算案であり、既に議決済みであるが、手続的には不正である。

教育・民生常任委員会では猫実学級が307㎡であるにもかかわらず、既存のいちょう学級猫実の規模を基本として500㎡程度と所長が答えている。

基礎数値が異なる内容での予算案の概算設計を行い、地元自治会、住民には予算書や庁議と異なる規模の建物の計画を説明しており、入札公告後に建物の規模を改めることになれば、入札者から損害賠償請求をされるおそれがある。設計委託業務発注後に建物規模を改めることになれば、設計書が無駄になる。

市が被ると見込まれる損害額は、最大で2025年度予算828万円余、及び2026年度予算2,430万円余の計3,258万円である。

求める措置としては、市長または教育長は予算執行者に対し、いちよう学級第3施設的设计費用の入札の公告、契約の締結、公金の支出命令などの財務会計上の行為を停止するように命じることを求める。

また、教育委員会の合議を経ていないという問題があり、いちよう学級の増設に初めて言及し、教育長が決裁している「浦安市不登校支援基本方針令和7年4月改訂版」は教育委員との合議を経ていない。

合議制の利便に基づく教育委員会制度を愚弄、無視した重大な基本的な問題であり、4名の教育委員会は、当該基本方針を教育委員会定例会における審議、協議、報告を通じた教育長へのチェック機能を果たす機会を奪われた。

令和7年9月議会において、(仮称)いちよう学級第3施設整備計画の設計予算案が上程され議決された。この予算案を上程するために、8月7日の教育委員会8月定例会において非公開で予算案の合議が行われ、(仮称)いちよう学級第3施設整備計画の協議が10月2日の教育委員会10月定例会で行われている。

「浦安市不登校支援基本方針 令和7年4月改訂版」を教育委員会と合議した上で、いちよう学級第3施設整備計画を合議し、その上で設計予算案を合議しなければならない。

順番が逆であり、手順を経ず令和7年9月に審議された補正予算案は、手続的に瑕疵があり無効である。

2026年度のいちよう学級第3施設設計の追加予算案が1月の教育委員会定例会で合議された形跡が会議録にない。

「浦安市不登校支援基本方針 令和7年4月改訂」が教育委員会と合議されたのは、令和8年3月10日の教育委員会3月定例会であり、合議の効力が令和7年4月に遡及することはない。

協定違反がある。東野の敷地は、コモンシティ浦安街区の戸建て住宅団地開発を前にデベロッパーが下水処理施設を建設する用地として確保した

ものであり、建て売り住宅約 400 区画は、それぞれ当該用地とプラントの 400 分の 1 のコストを上乗せした価格で販売され、購入者はコモンシティ浦安処理組合の組合員となり、プラントを運営した。

浦安市の下水道整備の進展に伴い、1990 年に汚水処理組合はプラントを撤去し、既にコストを回収済みであった敷地の所有者名義人であったデベロッパーとともに当事者として「コモンシティ浦安汚水処理施設の移管に関する協定書」を浦安市と締結し、敷地を市に無償譲渡している。

協定では、跡地に関しては地域周辺住民の意向を配慮する義務を市に課しており、市は 11 月 9 日に自治会役員及び自治会関連団体に対し、当該敷地に第 3 施設建物を建設すると説明し、計画の中止はないと説明した。

これは協定に背くものであり、住民の反発を招いた。

市は、協定の存在を隠した不十分な説明とともにアンケートをコモンシティ街区の全戸に配布し、集計した上で 1 月 18 日にコモンシティ浦安街区住民を対象にした説明会を開催し、約 50 名が参加した。

発言者の大半が市の進め方に問題があると指摘し、教育委員会の「設計後に再度説明会を開催したい」との発言は、出席者のさらなる反発を招いた。

教育委員会 10 月定例会で第 3 施設整備についての資料を配付したが、建物規模の部分を削除し隠蔽した。

その狙いは分からないが、市長決裁資料、庁議資料、自治会役員資料、アンケート資料、住民説明会資料には、建物規模は異なる数値で記載されている。しかし、教育委員会だけには建物規模は示さず極めて異常である。

総事業費、いちよう学級は現在の猫実、入船の学級に加えて、さらに 3 施設を増設して 2032 年度には 5 施設体制とすることを市長は決裁しているが、教育委員会との合議を経ていない。

このようなプロジェクトを市民や教育委員に隠蔽しながら進めることは、浦安市まちづくり基本条例に違反することは明らかである。

結論としては、コモンシティ浦安街区住民の強い反発に加え、このような状況もあり、施設規模に対する認識がバラバラなままで事業の中止、変更の可能性も高く、設計を進めることは公金の無駄遣いとなるおそれがある。

よって、いちよう学級第 3 施設の設計費用の入札の公告、契約の締結、公金の支出命令等の財務会計上の行為を停止するように命じることを監査委員に求める。

このほか、以下の内容について、請求人からの陳述があった。

- ・予算案に関わることについて、指導課長らは秘匿すべき情報、広く知らせることができない事項を漏えいした。
- ・令和7年7月18日付市長決裁「(仮称)いちょう学級第3の整備について」において、場所を東野と定めたが、教育委員会8月定例会において、所長は虚偽の答弁を行った。
- ・非公開の合議に際し、所長は合議に居座り答弁を行った。
- ・令和8年3月4日の教育・民生常任委員会において、「いちょう学級第3施設に関する質疑に対し、答弁が食い違った。
- ・教育委員会の会議録は、情報公開が遅れ、会議規則に違反し、情報公開が不徹底である。
- ・ホームページには、教育委員会議の配付資料が掲載されていない。
- ・教育委員会は、住民説明会での質疑、発言などをホームページに掲載したが、都合の悪い発言は掲載しないなど、極めて悪質な情報操作が行われた。
- ・いちょう学級第3施設の総事業費を黒塗りして開示を拒んでいる。
- ・いちょう学級第3施設だけで17億円、増設3施設合計では50億円にも上る公的資産の投入を必要とすると試算する。これは令和6年度決算の小学校費22億8,000万円、中学校費7億5,000万円と比べ、極めてバランスが悪い。

2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

(1) (仮称) いちょう学級第3施設の整備の目的、設置場所について

不登校の児童・生徒の学びの場であるいちょう学級は、利用する児童・生徒の増加により、施設の狭隘化が進んでおり、(仮称) いちょう学級第3施設の整備について検討が必要となった。

そのため、不登校の児童・生徒の学びの場の確保や、それぞれの児童・生徒が抱える事情に配慮した柔軟な対応方策について検討するため、令和7年4月15日に浦安市いちょう学級設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討が進められてきた。

検討の中で、現在、市内に2か所（猫実・入船）のいちょう学級が設置されているが、不登校の児童・生徒については今後も増加が予測されることや、施設の狭隘化が進行することで少人数の利点や機能が低下すること、

また、市内南側の学校区にいちよう学級がないため、見明川地区、舞浜地区の児童・生徒は、猫実・入船とも遠距離で利便性が悪いことから、いちよう学級第3の設置が必要との結論に至った。

設置場所については、市内南側への設置が検討され、候補地として『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』、『富岡公民館駐車場』、『東野プール駐車場』が選定されている。

この中で『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』については、現在、他の用途で利活用がなく、市内南側の学区の児童・生徒が通いやすいこと、また、プライバシーが確保しやすいことから、検討委員会において、当該土地で整備計画案を進めることとし、令和7年7月18日付浦教指第1071号「(仮称)いちよう学級第3の整備について」決裁がなされた。

その後、地域住民を対象としたアンケート調査や説明会が実施されたことを踏まえ、(仮称)いちよう学級第3施設を『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』で整備することが、令和8年3月6日付浦教指第2225号「(仮称)いちよう学級第3の整備について」で決裁された。

なお、令和7年10月2日の令和7年度浦安市教育委員会10月定例会において、「(仮称)いちよう学級第3整備計画について」を協議事項として上程し、今後のいちよう学級を市内5施設体制とすることや、『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』で(仮称)いちよう学級第3施設を整備することについて、教育委員の意見を伺っている。

(2) 浦安市いちよう学級設置検討委員会について

不登校の児童・生徒の学びの場の確保や、それぞれの児童生徒が抱える事情に配慮した柔軟な対応方策について検討するため、令和7年4月15日に検討委員会が設置された。

同委員会は、教育総務部に設置され、教育総務部長、次長、教育政策課長、教育施設課長、学務課長、指導課長、教育センター所長で構成されている。

会議内容は以下のとおり

1回目 令和7年4月18日

- ・令和6年度不登校支援事業連絡協議会概要
- ・浦安市不登校支援基本方針(令和7年4月改訂)の要旨の確認
- ・浦安市小中学校の不登校の傾向について現状把握
- ・不登校支援の課題について

2回目 令和7年5月19日

- ・「誰一人取り残されない支援体制」の在り方

・いちょう学級の配置について

3回目 令和7年7月11日

- ・ 仮称いちょう学級第3候補地の比較と選定
- ・ 仮称いちょう学級第3の整備計画案

(3) (仮称) いちょう学級第3施設に係る予算計上の経緯経過について

令和7年7月18日付浦教指第1071号「(仮称) いちょう学級第3の整備について」により、『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』を活用した整備計画案が示されたことから、基本設計及び実施設計に係る委託料として令和7年度補正予算8,288,000円及び債務負担行為予算19,318,000円が令和7年第3回定例会(9月)に上程され議決された。

その後、令和7年度予算の8,288,000円については令和8年度へ繰越明許することとし、繰越明許費として、令和8年第1回定例会(3月)に上程され議決された。

令和8年度当初予算については、令和7年第3回定例会(9月)で計上した債務負担行為予算の他に、「(仮称) いちょう学級第3新築工事地盤調査業務委託:1,254,000円」、「(仮称) いちょう学級第3新築敷地測量業務委託:1,089,000円」及び「東野3丁目地区境界復元測量業務:2,640,000円」の合わせて24,301,000円が令和8年第1回定例会(3月)に上程され議決された。

(4) 異なる建物規模について

「異なる建物規模」の面積は以下のとおり

①	令和7年7月18日	いちょう学級第3施設整備計画(案) (浦教指第1071号)	930 m ² 以上
②	令和7年7月25日	令和7年度補正予算(9月)	500 m ²
③	令和7年8月7日	教育委員会8月定例会	-
④	令和7年9月17日	市議会教育民生常任委員会	500 m ² +運動スペース
⑤	令和7年9月22日	庁議資料	606 m ²
⑥	令和7年10月2日	教育委員会10月定例会	-
⑦	令和7年11月9日	コモンシティ浦安自治会役員等向け説明会	930 m ² 以上

① 面積 930 m²以上の理由

児童・生徒の運動量の確保及び地域住民に対する貸出しを想定したバスケットコート1面分となる運動室 500 m²に加え、多目的室 100 m²以上等も検討されたことから、『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』（東野3丁目441番地）に周辺の市有地(東野3丁目439、440番地)を含め整備するものとし、共有部分を除いた建物規模を930 m²以上とした。

② 面積 500 m²の理由

令和7年7月18日付浦教指第1071号「いちょう学級第3施設について」で決裁された整備計画(案)では建物規模を930 m²以上としたものの、既存のいちょう学級の延床面積が約300~420 m²であることから運動スペースの大きさ等も踏まえ、共有部分を除き約500 m²とした。

③ 面積を提示しなかった理由

令和7年度浦安市教育委員会8月定例会については、「令和7年度一般会計に係る補正予算について」の審議事項の中で設計予算について説明した。提出資料には、面積については記載する項目となっていなかったため提示していない。

④ 面積 500 m²+運動スペースの理由

令和7年浦安市議会第3回定例会教育民生常任委員会の答弁では、児童・生徒の運動量の確保について議論を重ねている最中であったため、共有部分を除く500 m²に運動のできるスペースを加えた面積での答弁となった。

⑤ 面積 606 m²の理由

施設を整備する土地を『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』（東野3丁目441番地）に限定した上で、多目的室は運動室を兼ねるものとし共有部分を除き約606 m²とした。

⑥ 面積を提示しなかった理由

令和7年度浦安市教育委員会10月定例会では、この時点で面積について検討を続けていたことから、必要とされる居室のみを資料に記載し、面積は提示していない。

⑦ 面積 930 m²以上の理由

令和7年11月9日及び令和8年1月18日の住民説明会では、地域住民への貸出しなども提案し、意見を伺う予定であったことから、令和7年7月18日付浦教指第1071号「(仮称) いちよう学級第3の整備について」と同様の内容で『東野汚水処理場跡地「旧楽花苑」』（東野3丁目441番地）及び周辺の市有地(東野3丁目439、440番地)を含め整備した際の共有部分を除き930 m²以上とした。

なお、不登校の児童・生徒の学びの場である「いちよう学級」については、学校教育法第1条に定められている学校ではないことから、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第3条1項にあるような「基準面積」はない。

(5) 教育委員会へ諮るべき事項（審議、協議、報告等）について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則」に基づき、教育長への事務委任がなされていない事項（基本方針・計画や規則の改正や任免、教育予算など）について、教育委員会議での「審議」が必要となる。

懸案課題事項や今後取り組むべき施策等、教育委員からの意見が必要と判断した事項（新規事業、新規条例・規則制定など）について、「協議」が必要となる。

事業のお知らせや実施結果など共有すべき情報について、「報告」がされる。

(6) 浦安市不登校支援基本方針（令和7年4月改訂）について

「浦安市不登校支援基本方針」については、令和5年度浦安市教育委員会12月定例会において審議され、令和5年度浦安市教育委員会1月定例会での審議を経て令和6年3月に策定された。

いちよう学級の増設について言及した「浦安市不登校支援基本方針（令和7年4月改訂）」については、骨子の部分の改訂ではなかったことから、改訂前に教育委員会定例会へ上程しなかったが、その後、いちよう学級等の「活用」を「拡充」に変更するなど、重要な改訂箇所も含まれていたことから、令和7年度浦安市教育委員会3月定例会に協議事項として上程された。

(7) 地域住民への対応について

(仮称) いちよう学級第3施設の整備については、地域住民に対する説明会などを、以下のとおり実施している。

開催日	対象及び参加人数
令和7年8月27日	コモンシティ浦安自治会 会長、役員 3名
令和7年9月21日	コモンシティ浦安自治会 役員 14名
令和7年11月9日	コモンシティ浦安地域防 災組織、まちづくり検討 会、子ども会 21名
令和8年1月18日	コモンシティ浦安住民 47名

『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』については、平成2年11月2日に市に寄附されたものであり、土地の寄附にあたり「コモンシティ浦安污水处理施設の移管に関する協定書」第8条で、「污水处理場跡地の管理については、地域周辺住民の意向を配慮するもの」とされている。

そのため、計画を進める中で当該土地の活用について地域の意向を把握するため、コモンシティ浦安の住民を対象に、令和7年11月25日から12月9日にかけて『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』の活用に関するアンケートを実施するとともに、令和8年1月18日に住民説明会を実施した。

その後、アンケートや住民説明会の結果を踏まえ、令和8年3月6日付浦教指第2225号「(仮称) いちよう学級第3の整備について」により、いちよう学級第3施設を、周辺の住環境に十分配慮しながら、『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』において整備すること決定した。

(8) 「(仮称) いちよう学級第3施設建設事業設計委託」の進捗状況について

- ・令和8年4月2日 入札公告
- ・令和8年4月21日 開札
- ・令和8年5月中 契約予定

第6 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求のうち本件設計業務委託の①入札公告の停止を求めることについては、請求の利益を欠いているので却下し、②契約締結及び③公金の支出命令等の停止を求めることについては、理由がないと判断して棄却する。

2 理由

請求人は、『令和7年9月の市議会定例会において議決成立した令和7年度補正予算の「(仮称) いちよう学級第3建設事業(1) 設計委託料828万円余、(2) 債務負担行為予算として(仮称) いちよう学級第3建設事業設計委託1,931万円余」、及び令和8年3月13日の市議会で議決成立した令和8年度(当初) 予算の「いちよう学級第3整備事業(3) 設計委託料2,430万円余」については、それぞれ「市長決裁」、「教育委員会の審議(建物規模を除く)」、「予算請求(概算設計)」、「庁議」の手続を経ており、さらに「地元自治会及び住民への説明」などを行っているが、「建物規模」についてはバラバラで、異なる数値を使い分けた文書・答弁であり、刑法第156条(虚偽公文書作成)に抵触し、虚偽公文書及び虚偽説明に基づく決裁、承認、同意等を経て提案された不適切な予算案で、既に議決済みであるが手続的に不正がある。』と主張している。

また、『「浦安市不登校支援基本方針 令和7年4月改訂」及び「(仮称) いちよう学級第3施設整備計画」を教育委員会議に合議することなく、「設計予算案」を教育委員会議で審議したことは、手続的に瑕疵があり、無効である』と主張している。

こうしたことから、市長または教育長は、予算執行者に対しいちよう学級第3施設の設計費用の①入札の公告、②契約の締結、③公金の支出命令、等の財務会計上の行為を停止するように命じることを求めている。

本件請求は、本件委託の①入札公告及び②契約締結の停止を求めること、本件委託に係る③費用の不当な支出の停止を求めることに関連し、違法・不当である旨を様々に主張している。

既に本件委託の①入札公告は令和8年4月2日に行われ、同月21日に入札が執行されていることから、請求人が求める停止は不可能となったため、請求の利益を欠くものといえる。

そこで、本件委託に係る②契約の締結、③公金の支出命令等が違法・

不当であるかどうかを判断するものとし、その観点で各主張について判断する。

「(仮称) いちよう学級第3建設事業」に係る設計予算のうち、令和7年度補正予算8,288,000円及び債務負担行為予算19,318,000円については、令和7年7月18日付浦教指第1071号により、いちよう学級第3施設の整備計画(案)が決定されたことを踏まえ、基本設計及び実施設計に係る委託料として、令和7年度浦安市教育委員会8月定例会において審議・承認されたのち、令和7年浦安市議会第3回定例会(9月)に補正予算として上程され議決・成立したものである。

令和8年度当初予算については、必要な追加経費として債務負担行為分とあわせ合計24,301,000円を、令和7年度浦安市教育委員会1月定例会において審議・承認されたのち、令和8年浦安市議会第1回定例会(3月)に当初予算として上程され議決・成立したものである。

「(仮称) いちよう学級第3施設建設事業」について、予算計上に至るまでの決裁文書や教育委員会議、市議会、庁議、地元自治会及び住民への説明において、施設規模が異なる数値となっていることについて確認したところ、それぞれの時点での検討状況を踏まえた数値であり、請求人が主張するように虚偽による文書・答弁により数値を使い分けたものではないことから、虚偽公文書、虚偽説明とはいえず、請求人の主張は当たらない。

また、予算計上までの一連の手続については、教育委員会議において「(仮称) いちよう学級第3施設整備計画」に関する協議を行った後、教育委員会議や市議会で予算案に係る手続を進めるべきであるという請求人の主張とは異なる手順によってなされたが、今回の(仮称) いちよう学級第3施設に係る予算については、教育委員会議での承認を得たのち市議会で議決・成立しており、無効であるとはいえず、請求人の主張は当たらない。

「浦安市不登校支援基本方針 令和7年4月改訂」が、教育委員会議で協議されたのは、改訂後の令和8年3月10日の令和7年度浦安市教育委員会3月定例会であり、合議の効力が令和7年4月の改訂時に遡及されることはないとの請求人の主張について、確認したところ、骨子の部分の改訂ではなかったため、改訂前に上程しなかったとのことであった。

その後、改訂箇所には「活用」を「拡充」に変更するなど、重要な部分も含まれていたことから、令和7年度浦安市教育委員会3

月定例会において協議することとなったものであるが、改訂前の「浦安市不登校支援基本方針」の中でも、いちょう学級の必要性についてはすでに示されており、「浦安市不登校支援基本方針」の改訂について教育委員会議への合議が遅れたことをもって、(仮称)いちょう学級第3施設に係る予算が無効であるとまではいえず、請求人の主張は当たらない。

いちょう学級第3施設の整備場所である『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』は、平成2年11月2日に市に寄附されたものであり、移管後の土地の管理については、「コモンシティ浦安污水处理施設の移管に関する協定書」第8条により「污水处理場跡地の管理については、地域周辺住民の意向を配慮するもの」とされている。今回の(仮称)いちょう学級第3施設整備計画は、この協定に背くものであると請求人は主張している。

この点について確認したところ、当該土地の活用について地域の意向を把握するために、地域住民を対象に『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』の活用に関するアンケートを実施するとともに、地域周辺住民等（自治会、住民等）への説明会を実施しており、市は総合的に判断し、『東野污水处理場跡地「旧楽花苑」』において、周辺の住環境に十分に配慮しながら設計を行い、(仮称)いちょう学級第3施設の整備を進めていくこととしたもので、「コモンシティ浦安污水处理施設の移管に関する協定書」第8条に背いているという請求人の主張は当たらない。

なお、請求人が主張するその他の事項については、財務会計上の行為に関するものとは認められない。

以上のことから、本件設計費用に関して、②契約の締結及び③公金の支出命令等をするについては違法又は不当であるとは認められないと判断した。